

兵庫県立山崎高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立山崎高等学校

1 学校の方針

校訓「希望・英知・敬愛」のもと、伝統ある地域の中心校である山高で学ぶ誇りと喜びを実感できる学校づくりを目標としている。

全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的考え方

本校は、山崎町立技芸専修女学校として創立し、昭和23年に現在の兵庫県立山崎高等学校に校名変更後、今年度で創立107周年を迎え、更なる飛躍を目指している。森林環境科学科、生活創造科の専門科と、普通科を併せ持つ特色ある学校である。地域の中心となる人材育成に取り組んでいる。

本校は、学校の活性化と同時に地域の活性化を図るために地域と連携し、地域も巻き込んで生徒の社会性と規範意識を高めることを目的とした実践を行ってきた。高校生ふるさと貢献事業、近隣保育園とのふれあい育児体験、森林環境科学科による校外実習、生活創造科による独居老人宅への配食サービス、アンテナショップ「山高街の駅」を地域の商店街に出店するなど、地域交流を積極的に進める教育活動を行っている。

また、播磨特別支援学校との学校行事への相互訪問や、西はりま特別支援学校との交流学习などを積極的に行っている。

いじめについては、平素より教師集団が、個々の生徒たちの学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、生徒の微妙な変化に対応している。そして、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組んでいる。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制を充実させ、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定め、必要と判断した場合に実施することとする。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめについての事実確認を慎重に行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

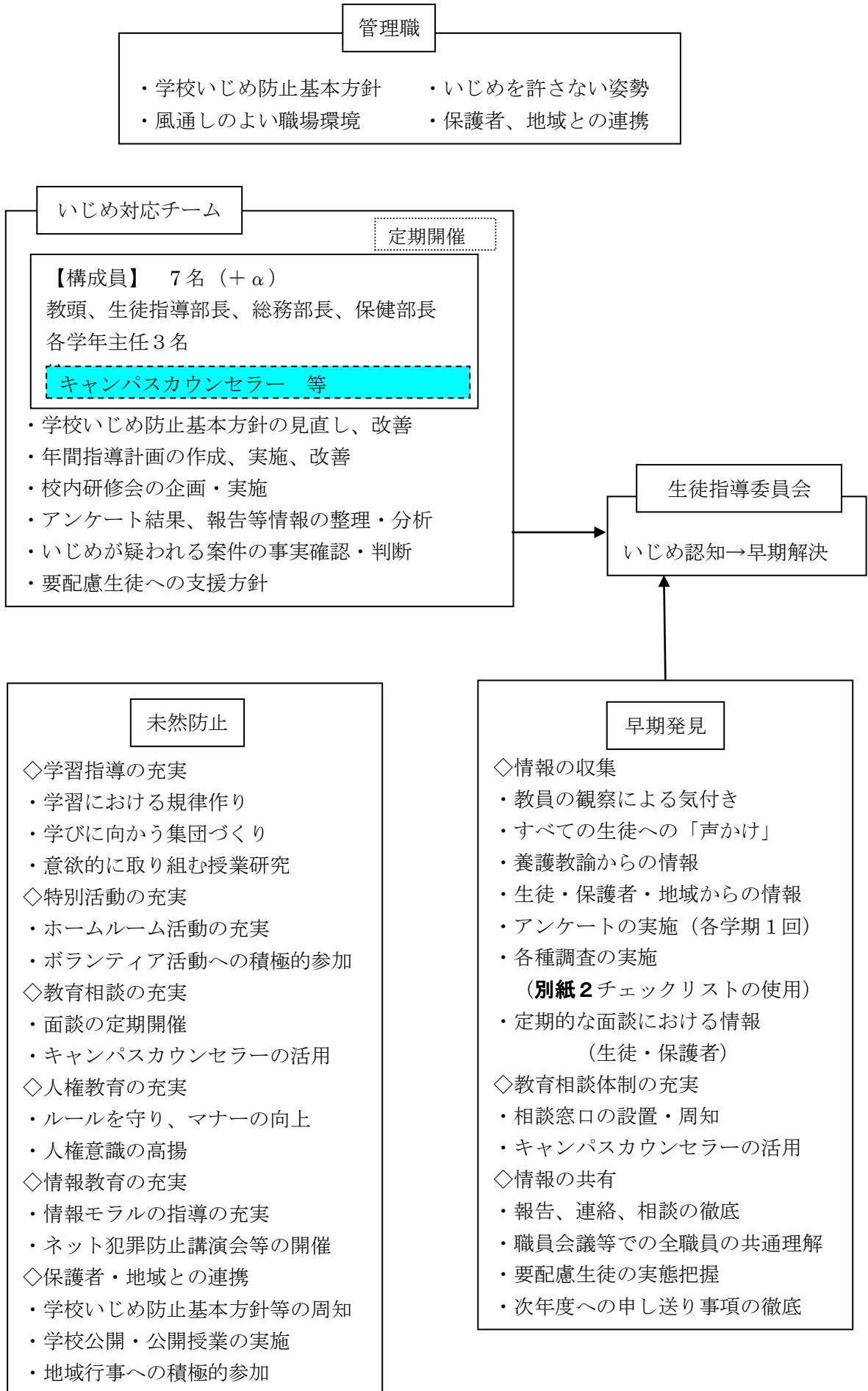
校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家であるキャンパスカウンセラー等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

地域から愛される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、学校だけでなく家庭（保護者・兄弟姉妹）や地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。



いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが 増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う席に座っている
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

◎ 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 教室で一人離れて食べている
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 昼食時になると教室から出て行く

◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

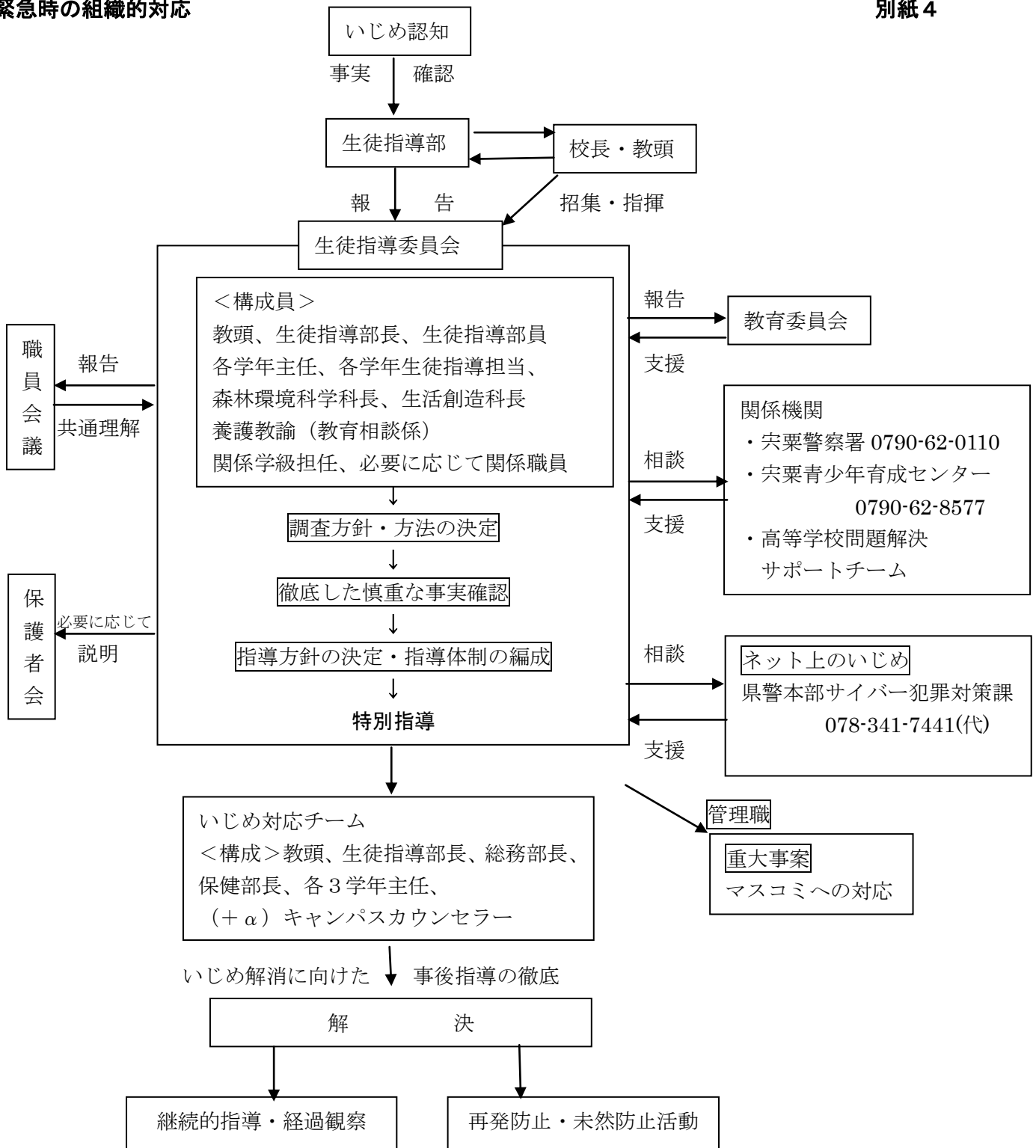
いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 教師が近づくと、集団が黙り込む
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 発言の中に差別意識が見られる
- 教師が近づくと、集団が分散する

年間指導計画

別紙 3

	職員会議等	未然防止に向けた 取り組み	早期発見に向けた 取り組み	キャンパス カウンセラー 教育相談日
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	入学前の中学校との 情報交換	→アンケート結果の報告	原則（火）開催 時間 13：30～16：30
		学級づくり	個別面談	
5月	保護者向け啓発	PTA総会での周知		① 5 / 13(火)
				② 5 / 20(火)
6月	事 案 発 生 時	2-1インターンシップ		③ 5 / 27(火)
				④ 6 / 3(火)
				⑤ 6 / 17(火)
7月	夏 季 課 題 「 人 権 作 文 」	3年ふるさと貢献事業	いじめアンケート①	⑥ 6 / 24(火)
		夏季課題「人権作文」	→アンケート結果の報告	⑦ 7 / 1(火)
8月	生 徒 指 導 委 員 会	親子地域清掃	三者面談	⑧ 7 / 15(火)
				⑨ 8 / 22(金)
9月	職 員 会 議		個別面談	⑩ 9 / 2(火)
				⑪ 9 / 9(火)
				⑫ 9 / 16(火)
10月	2年「ネット犯罪」講演会	1-2インターンシップ		⑬ 9 / 30(火)
				⑭ 10 / 14(火)
11月	人権学習（映画）			⑮ 10 / 21(火)
				⑯ 10 / 28(火)
				⑰ 11 / 4(火)
12月	2年ふるさと貢献事業	いじめアンケート②	三者面談	⑱ 11 / 11(火)
	3年献血講演会	アンケート結果の報告		⑲ 11 / 18(火)
1月	3年ふるさと貢献事業		三者面談	⑳ 11 / 25(火)
				㉑ 12 / 2(火)
2月	カ ウ ン セ リ ン グ 研 修	1年ふるさと貢献事業		㉒ 1 / 13(火)
				㉓ 2 / 3(火)
3月	いじめ対応チーム 本年度のまとめ		いじめアンケート③ アンケート結果の報告	㉔ 2 / 10(火)
				㉕ 2 / 17(火)
				㉖ 3 / 10(火)



- ◇被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、慎重に事実確認をする。
 - ・いじめを発見した時は、ただちに学年団を中心に複数で加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
 - ・必要に応じて、全校あるいは当該学年に対してアンケートを実施する場合もある。
- ◇双方の保護者に対して、お互いに誤解が生じないように十分に説明をする。
- ◇双方の保護者に対して関係職員を交えて、生徒同士の関係改善を促す。
- ◇学校全体、学年や学級内などの傍観者への指導も併せて行う。